

消滅時効の在り方に関する 検討の補足資料①

（第2回検討会提出 資料1）

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正後の民法（抄）
（債権等の消滅時効）

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 （略）
- 3 （略）

○第193回国会平成29年 4 月25日 参・法務委

・政府参考人（小川秀樹君）

改正法案におきましては、債権は債権者が権利を行使することができることを知ったときから五年間行使しないときには時効によって消滅するとしております。このように、権利を行使することができることを知ったときから時効期間が進行することといたしましたのは、債権者が権利を行使することができることを知ったのであれば債権者がその権利を実際に行使すべきことを期待することができる、という趣旨に基づくものでございます。

このような趣旨からいたしますと、債権者が権利を行使することができることを知ったというためには、権利行使を期待されてもやむを得ない程度に権利の発生原因などを認識していることが必要であると考えられます。具体的には、権利の発生原因についての認識のほか、権利行使の相手方である債務者を認識することが必要であると考えられます。

①時効期間と起算点に関する見直し

現 状

	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など	税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商事	権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権（判例上10年）

問題の所在

1 職業別短期消滅時効の廃止の必要性

- ・ 職業別の短期消滅時効（現 § 170～174）は、ある債権にどの時効期間が適用されるのか、複雑で分かりにくい
- ・ 1～3年という区別も合理性に乏しい（母国のフランスでも2008年に廃止）

2 時効期間の統一化に当たって

- ・ 時効期間の大幅な長期化を避ける必要
- ・ 単純な短期化では、権利を行使できることを全く知らないまま時効期間が経過してしまうおそれ

改正法の内容

- ・ 職業別の短期消滅時効はすべて廃止
- ・ 商事時効（5年）も廃止
- ・ 権利を行使することができる時から10年という時効期間は維持しつつ、権利を行使することができることを知った時から5年という時効期間を追加【新 § 166】
→ いずれか早い方の経過によって時効完成（参考）
異なる起算点からの短期と長期の時効期間を組み合わせる法制は、仏（5年・20年）、独（3年・10年）など多く見られる。

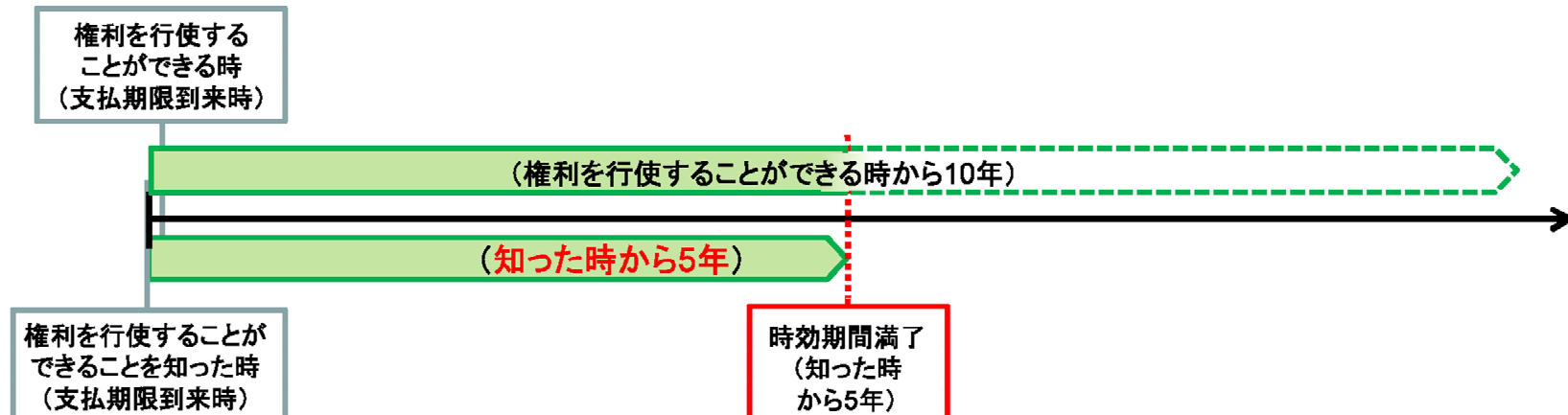
改正法

	起算点	時効期間	具体例
原則	知った時から	5年	次頁参照
	権利を行使することができる時から	10年	

シンプルに統一化

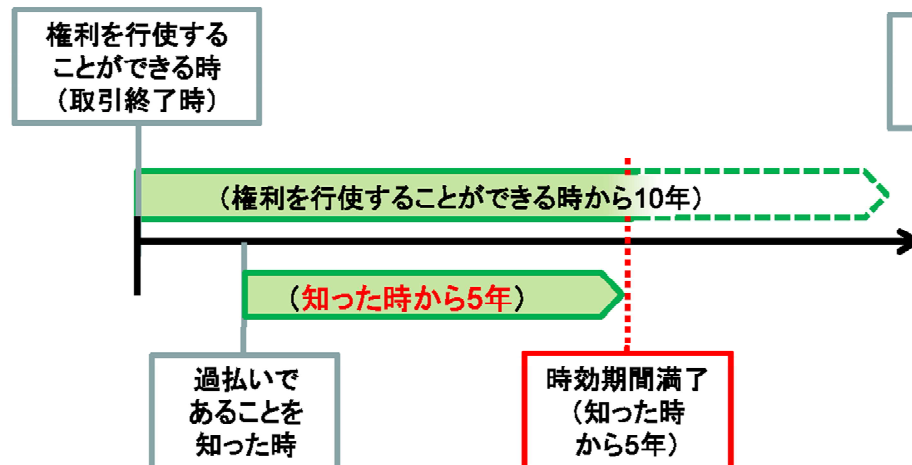
①時効期間と起算点に関する見直し

- 権利を行使することができることを知った時と権利を行使することができる時とが基本的に同一時点であるケース
〈例〉 売買代金債権、飲食料債権、宿泊料債権など**契約上の債権**

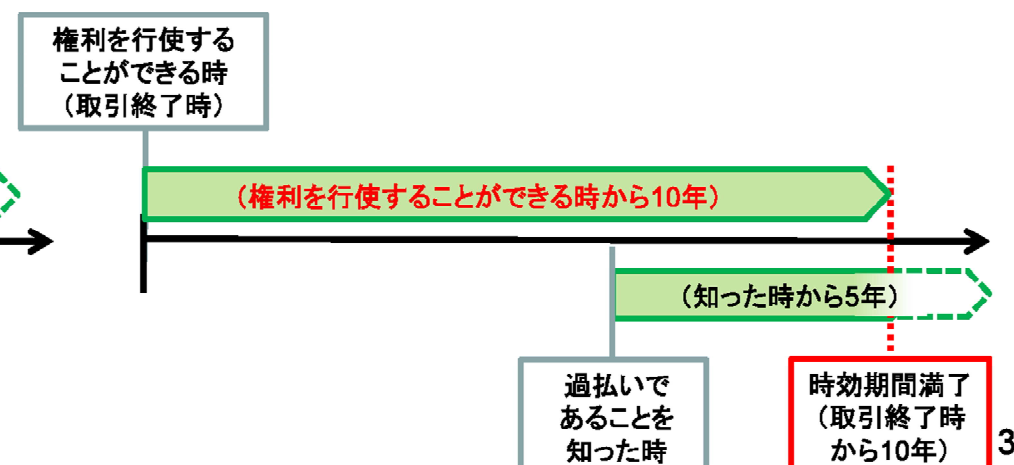


- 権利を行使することができることを知った時と権利を行使することができる時とが異なるケース
〈例〉 消費者ローンの過払金(不当利得)返還請求権
(過払金: 利息制限法所定の制限利率を超えて利息を支払った結果過払いとなった金銭)

ケース①(知った時から5年で時効が完成する場合)



ケース②(権利を行使することができる時から10年で時効が完成する場合)



消滅時効の起算点について（権利を行使することができる時）

民法（明治29年法律第89号） 抄

（消滅時効の進行等）

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 前項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を中断するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

＜「**コンメンタル 民法 第4版 総則 物権 債権**」（我妻榮・有泉享・清水誠・田山輝明著）＞

○「「権利を行使することができる時」とは、権利を行使するのに法律上の障害がなくなった時である。権利者の一身上の都合で権利を行使できないことや、権利行使に事実上の障害があることは影響しない。したがって、権利者が権利の存在を知らない場合にも、原則としては、時効は進行する。」

＜「**判例民法 1 第2版 総則**」（能見善久・加藤新太郎編）＞

○「「法律上の障害がなくなった時であり、権利行使に関し事実上の障害は含まない。」「債権者が債権の存在を知らなくとも、それは事実上の障害であり、消滅時効は進行する。」「ただ、各種債権に関し、具体的にどの時点が「権利を行使することができる時」となるかについては問題となることが少なくない」

＜「**民法講義Ⅰ 第3版 総則**」（山本敬三著）＞

○「判例は、「権利を行使することができる時」とは、権利を行使することに対する法律上の障害がなくなった時のことであるとする。（大判昭和12年9月17日民集16巻1435頁等）」

※「最判昭和45年7月15日民集24巻7号771頁は、「権利行使が現実期待できる時」から時効が進行するとしている。」「最判平成15年12月11日民集57巻11号2196頁は、「当時の客観的状況等に照らし、その時からの権利行使が現実期待できないような特段の事情の存する場合についてまでも、「支払事由発生の時をもって本件消滅時効の起算点とする趣旨ではない」。」

＜「**注釈民法（5） 総則（5）」（川島武宜編）＞**

○「判例・学説は、権利を行使する上で障碍となる事態を事実上の障碍と法律上の障碍とに分け、後者の障碍のみが時効の進行を妨げるとしている。」「判例は、権利者の不知は、法律が特別の規定（民法126・724・966条）を置く場合のほか、消滅時効の進行を妨げない、とする（大判大正6年11月14日民録23輯1965頁）。その根拠は、形式的には、権利者の不知によって特別の規定がある以上、それ以外の場合には、権利者の知・不知と時効の起算点とは無関係だ、とというのであり」「権利者の不知が時効の進行を妨げないことについては学説にも異論はない。」「事実上の障碍に対して、法律上の障碍というのは、権利そのものの性質上権利に内在する障碍をいうものとされる。」

年次有給休暇について

○ 年休取得日数（平均）

正社員調査：8.1日

非正社員調査：8.3日

○ 年休取得率（平均）

正社員調査：51.6%

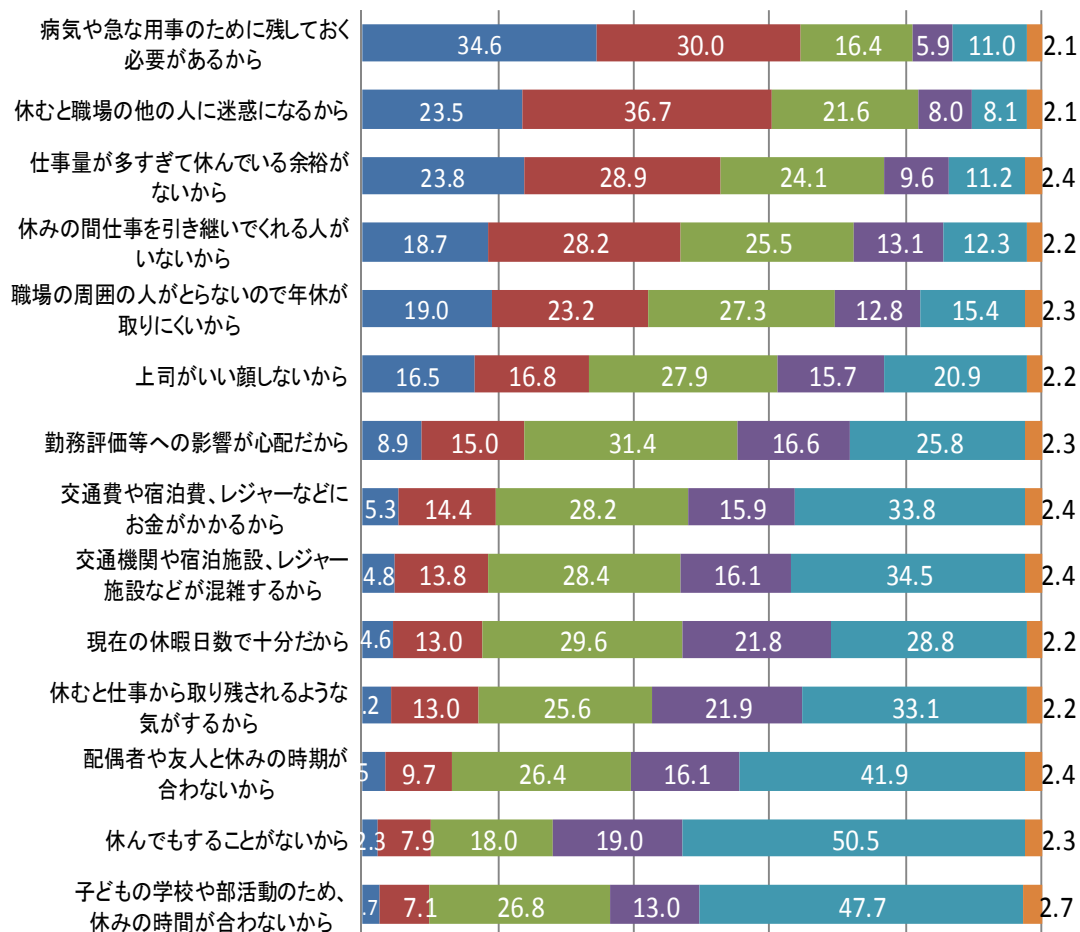
非正社員調査：73.0%

年次有給休暇を取り残す理由

【正社員調査】

(N=2003)

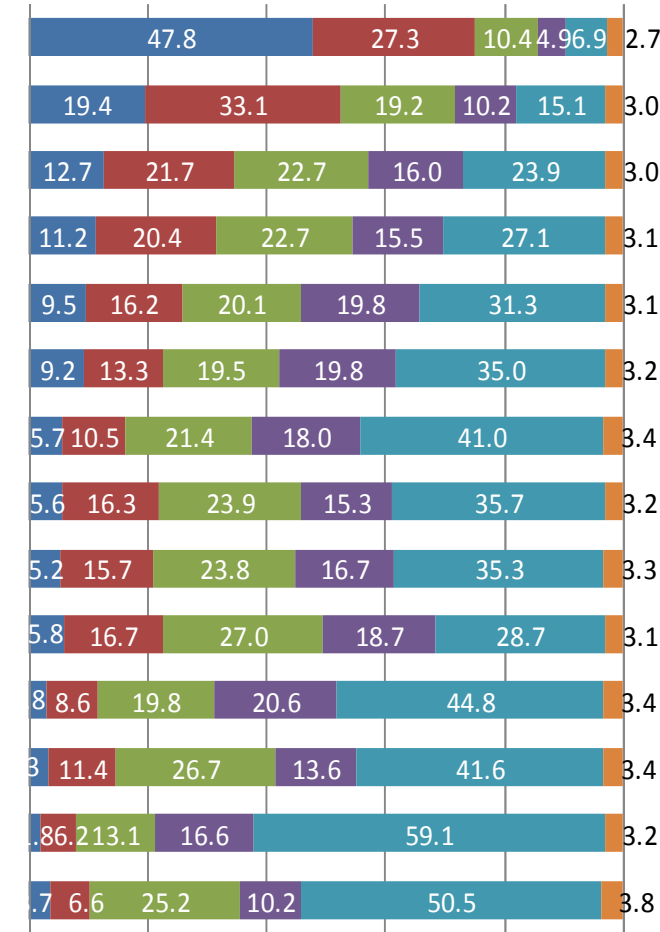
0% 20% 40% 60% 80% 100%



【非正社員調査】

(N=845)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う ■ どちらとも言えない
■ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答

※労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」（2011年）をもとに、厚生労働省労働基準局労働条件政策課にて作成。

「労働基準法39条により、正社員でなくとも年次有給休暇が付与されることを知っていたか」尋ねた結果、非正社員（契約社員・嘱託社員、パート・アルバイト、派遣社員）の72.6%が「知っていた」と回答している。

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）（抄）

附則

（時効に関する経過措置）

第10条 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第百四十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2（略）

3（略）

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）（抄）

（国民年金法の一部改正に伴う経過措置）

第183条 施行日前に前条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「旧国民年金法」という。）第百一条第三項（旧国民年金法第百三十八条及び附則第九条の三の二第六項において準用する場合を含む。）又は第百二条第五項（旧国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

2 施行日前に年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。）が生じた場合におけるこれらの権利の消滅時効の期間については、前条の規定による改正後の国民年金法（以下この項において「新国民年金法」という。）第百二条第一項（新国民年金法第百三十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。